

総行行第 6 1 号  
令和 2 年 3 月 3 日

各都道府県総務部長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会事務局長 殿  
各指定都市総務局長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長  
（公印省略）

#### 地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について

地方公共団体の入札・契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）等の法令や公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 17 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 4 条に基づく「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年 9 月 10 日閣議決定）等に基づき取り組まれているものと存じますが、新型コロナウイルス感染症の罹患に起因した、地方公共団体の調達における工期又は納期への影響や事業者の支払いへの配慮など、当面の新型コロナウイルスによる影響を受けることが考えられる入札及び契約については、令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に則った対策を講じていただくことに加え、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をよろしく願います。

なお、本通知は、法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 工期・納期の見直し、契約金額の変更及び迅速な支払い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期又は納期の見直しやこれに伴い必要となる契約金額の変更等、適切な対応を講じるよう努めること。

また、受注者への支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めること。

### 2. 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとする。

### 3. 緊急の調達求められる場合

新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約が可能であること。

### 4. 予算の繰越事務手続について

令和元年度の歳出予算の経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して年度内の支出が困難となったものについては、法第 213 条の規定による繰越明許費又は法第 220 条第 3 項の規定による事故繰越しの手続きを適宜とすること。

なお、繰り越すことができる経費については特に限定されていないことから、公共工事の事業費に限らず、調査・設計業務や物品の購入等についても広く適用することができる。

### 5. その他調達に係る関係省庁通知等

調達における新型コロナウイルス感染症への対応としては、中小企業・小規模事業者に対する配慮に関して、中小企業庁から「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）」（令和 2 年 3 月 3 日付け 20200302 中庁第 4 号）が発出されており、公共工事等に関しては、国土交通省から「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 27 日付け国土交通省事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈等について」（令和 2 年 2 月 28 日付け国土交通省事務連絡）、「新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」(令和2年3月2日付け国土交通省事務連絡)が発出されているので、これらの通知を踏まえ適切に対応されたい。